入所施設などの利用時に個別減免があります

入所施設（二十歳以上）やグループホームを利用する場合、預貯金が三百五十万円以下であれば定率負担の個別減免が行われます。

複数人でも月額負担の上限額は同じです

同じ世帯の中で、障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、月額上限負担額は変わりません。超えた分は高額障害福祉サービス費として支給されます。

社会福祉法人などの利用は減免対象になります

通所サービスや入所施設（二十歳未満）、ホームヘルプについて社会福祉法人などが提供するサービスを利用する場合、施行後三年間は経過措置として、収入や資産が一定以下であれば社会福祉法人の減免対象になります。

〈表２〉社会福祉法人などのサービスを利用するときの月額負担上限額

区　分	１つの事業所あたりの月額負担上限額
低所得1	7.500円
低所得2	2,000円（通所施設利用の場合、7,500円）

※社会福祉法人減免の対象となる収入・資産の状況

	収　入	預貯金など
単身世帯	150万円以下	350万円以下
2人世帯	200万円以下	450万円以下
3人世帯	250万円以下	550万円以下

食費などの実費負担軽減措置があります

入所施設の食費や光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることになります。低所得者に対する給付の際には、施設における費用の基準を設定し、食費と光熱水費の実費を負担しても、少なくとも手元に二万五千円が残るように補足給付が行われます。

生活保護にならない額まで引き下げます

定率負担や食費などを負担することにより、生活保護の対象になるときには、対象にならない額まで定率負担の月額上限額や食費などの実費負担も引き下げられます。

医療費の一割が自己負担になります

これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）は、それぞれの負担割合や計算の仕方が違いました。

これからは、自立支援医療として一つにまとめられ、どの障害の人も医療費の一割が原則として自己負担になります。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

受けられるサービスや自己負担額については、個々のケースによって異なります。

詳しくは、健康福祉課（☎役場内線一五二）へお問い合わせください。

ご存じですか？

住宅用火災報知器

※寝室と階段に煙式の火災報知器の設置が義務付けられます。

住宅用火災報知器の設置

新築住宅は6月1日から義務付けに

平成16年に消防法が改正され、すべての住宅に住宅用火災報知器の設置が義務付けられました。新築住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅は平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

住宅用火災報知器は、火災を感知する機能と警報を発する機能がセットになっているものです。現在市販されているものには、煙に反応するタイプ「煙式」と熱に反応するタイプ「熱式」の２種類があります。

詳しくは、盛岡中央消防署葛巻分署（☎66-2709）へお問い合わせください。

防火標語

春の火災予防運動
三月一日から七日まで
「あなたです
火のあるくらしの
見はり役」